

☆☆☆ 「空き家」と一緒に農地を「売りたい方」・「貸したい方」へ ☆☆☆

## 農地法第3条の下限面積を引き下げました

南島原市農業委員会は、令和3年4月1日から、「南島原市空き家バンクに登録された空き家に付属した農地」を空き家とともに取得する場合であって、各種条件を満たす場合、農地法第3条による下限面積（別段面積）要件を1平方メートルまで引き下げます。

売買や賃貸借が難しい空き家に付属した農地について、下限面積を引き下げることで、移住促進にも寄与し、遊休農地解消につながることを目的としています。



主な条件は、

- ① 適用を受ける農地のすべて又は一部が遊休農地であること
- ② 適用を受ける農地に付属した空き家は、南島原市空き家バンクに登録されていること
- ③ 南島原市への移住を目的に居住する（した）こと
- ④ 5年以上継続して、取得等した空き家へ居住し、その農地を耕作すること

1. 南島原市空き家バンクに登録（空き家所有者）  
↓
2. 『空き家に付属した農地の指定申請書』を農業委員会に提出（農地所有者）  
↓
3. 農業委員会総会において、適用する農地か否かの判断をする  
↓
4. 農地所有者へ判断結果の通知  
↓
5. 農地法第3条許可申請書を農業委員会に提出（農地所有者＋農地取得者）  
↓
6. 農業委員会総会において、審議し許可書発行



### 【お問い合わせ先】

◎南島原市空き家に付属した農地に関すること

南島原市農業委員会事務局（0957-73-6612）

◎南島原市空き家バンクに関すること

南島原市 地域づくり課定住移住班（0957-73-6631）